

判決年月日	平成19年10月30日	担当 部	知的財産高等裁判所 第2部
事 件 番 号	平成19年（行ケ）10178号		
○カタカナによる「コイダス」との文字とアルファベットによる「coidas」との文字を2段に配した構成によりなる商標と「からだ系Coidas」の標章が社会通念上同一であるなどとして、商標登録を不使用により取り消した審決が取り消された事例			

（関連条文）商標法50条

第1 概要

1 事案の概要

本件は、原告が有する「コイダス」と「coidas」を2段に配した構成より成る商標（指定商品：第16類 印刷物等。本件商標）について、被告が不使用を理由とする商標登録取消しの審判を請求したところ、特許庁が、本件商標は、審判請求の登録前3年以内に日本国内において請求に係る指定商品について使用していたものと認めることはできず、かつ、本件商標を請求に係る指定商品について使用していないことについて正当な理由があるものとも認められない、として商標登録を取り消す審決をしたので、原告がその取消しを求めた事案である。

2 主たる争点

本件の主たる争点は、原告が、被告による商標登録の取消審判請求の予告登録前3年以内に本件商標を使用していたか否か、具体的には、上記期間内に販売された原告の発行する雑誌に付せられた「からだ系Coidas」との標章（概ね下記のようなもののほか4種類。原告使用標章）が、本件商標と社会通念上同一といえるか否かである。

〈原告使用標章1〉



3 裁判所の判断

裁判所は、次のとおり判示して、本件商標と原告使用標章とが社会通念上同一であると認め、審決を取り消した。

「…原告使用標章1は、前記(1)イのとおり、「Coidas」、「コイダス」、「からだ系」との文字及び三日月や星の図形表示が大小取り混ぜて組み合わせられたものである。

これを対比してみると、①本件商標が２段の構成をしているのに対し、原告使用標章１はローマ字の「C」の中に片仮名部分を縮小して配している点、②本件商標はローマ字部分がすべて小文字で構成されているのに対し、原告使用標章１は「c」のみが大文字で構成されている点、③本件商標が「コイダス」と「coidas」の文字から構成されているのに対し、原告使用標章１はこれに「からだ系」の文字及び三日月や星の図形表示が組み合わされている点で、外観上の差異が認められる。

この点、上記①及び②の差異は、「コイダス」が「coidas」の日本語表記にすぎないこと、また、観念及び称呼において新たなものを付加するものではないことからすれば、本件商標と原告使用標章１とが社会通念上同一と解する上で妨げとなるものではない。

また、上記③の差異のうち、三日月や星の図形表示については、かわいらしさ、女性らしさを想起させる図形として、しばしば用いられるデザインであるところ、前記(1)カのとおり、本件雑誌は「女の人のからだとココロの気持ちよさを探していく」ことを目標とする女性向けの雑誌であり、当該図形部分はその内容を想起させるものと位置付けることができ、しかも、当該図形部分は中抜きの線のみで表示され、視覚的な効果として大きなものとはいえず、独自の称呼を生ずるものでもないことを併せ考慮すれば、当該図形部分だけが看者に特別な印象を与えるものとはいえない。

さらに、上記③の差異のうち、「コイダス／ coidas」との文字に「からだ系」の文字が組み合わされている点についてみると、前記(1)イのとおり、上記「Coidas」の文字は、「からだ系」の文字より高さで約４．５倍の大きさであり、しかも、太字のゴシック体であること、これに対し、「からだ系」の文字は細字のゴシック体であり、かつ、「i」の文字により「からだ」と「系」に分断されていることが認められ、外観上、これが直ちに一連一体のものであるとはいえない。しかも、「～系」との語は系統立った分類を示すものであるから、「からだ系」との文字は表紙上のその余の表示と相まって本件雑誌の内容（女性の健康問題等）を分類する語として独自の観念を生じるものであり、原告が前記(1)クのとおり「カラダ系」の言葉につき商標登録を得ているのも、この点を考慮したものと推認できる。他方、前記(1)カのとおり、「コイダス」とはギリシャ語の「コ・イッ・トウ」、すなわち快感を意味するものとされているが、このような意味が我が国で普遍的であるとは認め難いことからすれば、「コイダス／ coidas」との文字自体からは独自の観念が生じるとは解し難い。そうすると、本件雑誌の表紙において、「コイダス／ coidas」との文字と「からだ系」との文字が組み合わされていたとしても、「からだ系」の文字につき、本件雑誌の内容を示すものという意義を見出すことはできても、これと「コイダス／ coidas」とが一連一体の

ものと解すべき必然性は乏しいといわなければならない。そして、以上のような観点からみれば、称呼の点においても、「カラダケイコイダス」との称呼のほか、「コイダス」との称呼も併存し得るというべきである。したがって、上記③の差異についても、原告使用標章 1 と本件商標とが社会通念上同一であると解する上で妨げとなるものではない。

以上の事情を総合すれば、原告使用標章 1 は、本件商標と社会通念上同一と認めるのが相当である。」（以下略）